

労務アドバイス VOL. 17

～働き方改革関連法案について～

2018年1月22日、安倍首相は、第196回国会において、「働き方改革関連法案」は最重要法案であると位置づけ、早期の法案成立を目指していましたが、この前提となる労働時間等のデータに誤りがあったとの指摘を受け、謝罪し、答弁を撤回しました。働き方改革関連法案の中でも目玉といわれているのは、時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の取得促進策や、裁量労働制の対象業務の追加、また高度プロフェッショナル制度の創設などです。中でも裁量労働制においては、対象業務の追加や高度プロフェッショナル制度の創設は、使用者側にとって実現は悲願ともいわれています。個人的には、裁量労働制の推進は、その働き方に自由度は増すものの、長時間労働がますます助長され、過労死に至る労働者が増える可能性があるかと懸念しています。今回労働時間等の基礎データに誤りがあったため、その内容を精査し、改めて法案を上程することになりますが、法案が成立すれば、施行日までに、就業規則その他の規程などの改定を行い、労働者に周知し、運用を開始することになります。我々としてもどのように実務が変わるのか、注目しているところです。また、2020年4月に改正民法が施行されますが、金銭関連の時効が5年に統一されるのを受け、貸金債権の時効も5年にとり議論がなされています。仮にこの流れで、貸金債権が5年ということになると、未払い貸金等があった場合、これまで2年さかのぼって支払っていたものが5年さかのぼることとなりますので、大変な改正ということになります。ここ数年は、労働関連の法改正は目白押しとなり、目が離せない状況になっていくでしょう。

※裁量労働制に関し、対象業務の拡大については今回の法案より削除されることが決定したようです。（2018年2月28日）



社会保険労務士法人リップル 代表社員 神田 眞弓

〒274-0063

千葉県船橋市習志野台 2-12-29 ASビル 202号

TEL:047-496-0600 FAX:047-496-0601

e-mail:info@sr-ripple.com

URL:http://sr-ripple.com